

対象イベントの考え方

対象イベントの要件

- ①文化芸術又はスポーツに関するものであること※1
- ②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること
- ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること
(広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します)
- ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- ⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること
- ⑥ ⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

(イベント参加者の皆様へ) 寄附金控除の対象となるのは、上記の要件を満たすものとして主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベントです。上記の要件を満たす全てのイベントが自動的に対象となるものではありません。参加イベントが対象となっているかについては、必ず文化庁・スポーツ庁のHP(申請中イベント、指定イベントの一覧を公表)あるいは主催者のオフィシャルサイトをご確認ください。

※目下体制を縮小している主催者団体も多くございますので、お電話などによる直接のお問い合わせの前に、必ず公表情報をご確認ください。

※1 例えば以下のようなイベントが想定されます。

- ・音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能などの公演イベント
- ・映画、博物館等、個展、テーマパークなどの観覧イベント
- ・プロスポーツの試合、マラソン大会などの参加型スポーツイベント

※2 既に中止等が決定されたイベントで、払戻しを行わないことを決定・公表している場合は、本要件を満たさないことになります。

対象として想定されないもの

- ・身内・内輪のイベント
- ・明らかに文化芸術・スポーツ以外の目的で開催されるイベント
- ・違法なものや主催者が反社会的勢力に属するイベント

問合せ先

相談メールアドレス ticket-kifu-soudan@mext.go.jp



文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4855)



スポーツ庁 本件税制担当

[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2686)

[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2688)